

## 5. 外部資金

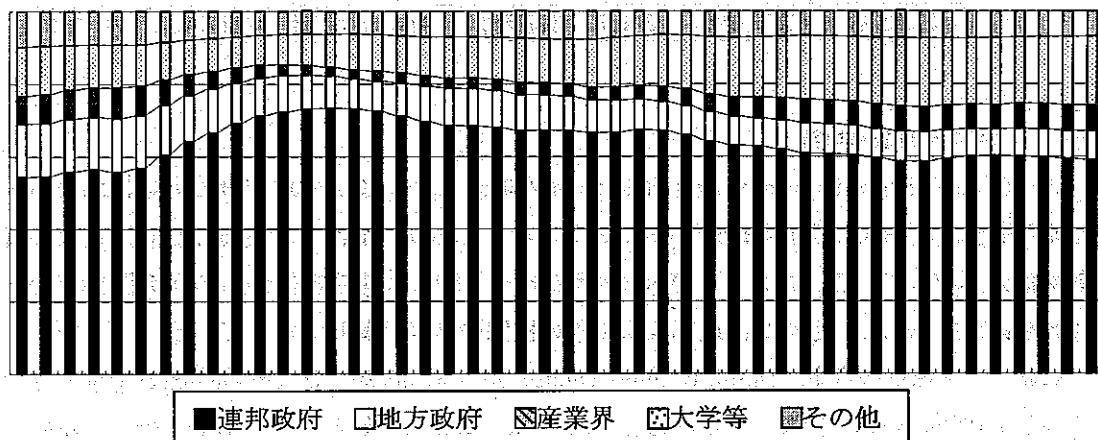
### 5-1. 研究費

#### 5-1-1. 大学における研究開発費の財源

米国の大学では、研究資金は外部調達が原則である<sup>1</sup>。なかでも連邦政府は第2次世界大戦後のいずれの時期をとっても最大のスポンサーとなっており、この約10年間に限ってみれば、支出割合は58～60%の間で推移しており大きな変化はない。1980年代初頭までは、研究資金の約3分の2は連邦政府の支出によるものであった。しかし、1985年から94年にかけて、連邦政府の研究資金は増額しているものの、その割合は減じており、かわって産業界と大学自体の研究資金が大きな伸びを示している。

図1-8 アメリカの大学における研究開発資金（1953-98年）

(出典) NSF, *Science & Engineering Indicators 2000*



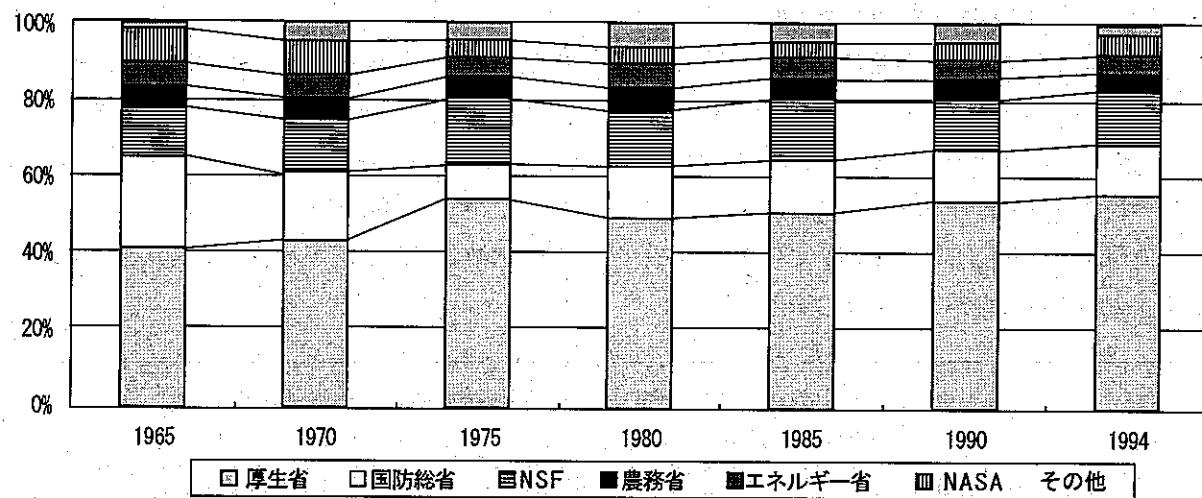
なお、連邦政府の研究資金内訳は、図1-9に示すとおりだが、各機関別の支出負担割合は時代によって変化している。総じて言えば、1950年代から60年代にかけては、国防や宇宙開発が急務とされ、国防総省やNASAの研究資金が大きかったが、70年代に入り、医療やエネルギー部門に研究資金が大量投入され、80年代には、再び国防研究の需要が伸びるとともに基礎研究部門の重視が見られるようになったといえる<sup>2</sup>。

現在、バイオ関連の研究に対して大量の資金が投入されている。これを受けて、元来大きな資金提供者であった厚生省（国立衛生研究所（NIH）を含む）の負担割合が、ますます増大し、連邦政府の全研究資金のうち50%を超す状態となっている。

研究資金の配分方法は、資金提供者の性格によって異なるが、基礎研究を対象に行う全米科学財団・NSFやNIHではPeer Reviewを中心に審査が行われる。これに対し、他の多くの連邦政府機関はそれぞれの目的に添った研究プロジェクトに資金が提供されるため、学術的評価をベースにしつつも、それぞれの政策的判断が加味されていると言われる。

図1-9 大学に対する連邦政府の研究開発費の負担額割合

(出典)学術政策研究会『文部省委託調査研究会報告書主要国の学術研究体制に関する調査研究』1997年



## 5-1-2. 大学の外部資金財源

NSF の『Science & Engineering Indicators 2000』によれば、2000 年度の大学における研究開発資金は、58.0%が連邦政府からの資金となっており、依然として連邦政府が最大の資金供給元となっている。ただし、1960 年代のピーク時には連邦政府からの研究開発資金は 73%を占めていたが、近年では連邦政府以外の機関の伸びが著しくなっている。

なお、大学独自の資金 (Institutional funds) が、連邦政府に次ぐ研究開発資金源となっているが(2000 年度は 19.8%を占める)、NSF によれば、この資金には、①地方政府からの一般的支出金<general - purpose state or local government appropriation>、②産業界、財団やその他の一般的助成金<general - purpose grants>、③授業料、④基本財産収入、⑤寄付者が使用目的を制限しない寄付金、⑥ライセンスやロイヤリティ収入等の一部が充てられているとのことであるが、その内訳は示されていない。

州および地方政府からの研究開発資金は、2000 年度は 7.3%だが、1980 年以降 7 ~ 8 % の間で推移している。1950 年代初期は 15%も占めていたものの、近年では大学全体でみると、大きな資金提供源とはなっていない。

一方、産業界からの研究開発資金は 7.7%で、決して大きな資金源とはなっていないものの、近年もっとも伸び率の高い資金源の一つである。経年的変化をみると、産業界からの研究開発資金は 1957 年に 8.4%ともっとも高い割合を示した後、1966 年には 2.5%まで減少した。が、その後緩やかではあるが拡大傾向にある。なお、研究開発資金の具体的な支出先は不明である。

表 1-18 高等教育機関の研究開発資金内訳（単位：百万ドル、() 内は%）

年	連邦政府	州・地方政府	産業界	大学	非営利機関	合計
1991	10,448 (58.4)	1,477 (8.3)	1,224 (6.8)	3,411 (19.1)	1,333 (7.5)	17,892 (100.0)
1992	11,307 (59.2)	1,507 (7.9)	1,300 (6.8)	3,558 (18.6)	1,428 (7.5)	19,100 (100.0)
1993	12,300 (60.0)	1,556 (7.6)	1,391 (6.8)	3,708 (18.1)	1,530 (7.5)	20,485 (100.0)
1994	12,985 (60.1)	1,621 (7.5)	1,455 (6.7)	3,936 (18.2)	1,594 (7.4)	21,591 (100.0)
1995	13,580 (60.1)	1,750 (7.7)	1,547 (6.8)	4,108 (18.2)	1,616 (7.2)	22,599 (100.0)
1996	14,067 (59.4)	1,858 (7.8)	1,667 (7.0)	4,430 (18.7)	1,665 (7.0)	23,686 (100.0)
1997	14,716 (58.7)	1,926 (7.7)	1,812 (7.2)	4,846 (19.3)	1,790 (7.1)	25,088 (100.0)
1998	15,589 (58.5)	1,987 (7.5)	1,971 (7.4)	5,183 (19.4)	1,934 (7.3)	26,664 (100.0)
1999	16,518 (58.2)	2,083 (7.3)	2,133 (7.5)	5,562 (19.6)	2,066 (7.3)	28,363 (100.0)
2000	17,475 (58.0)	2,197 (7.3)	2,310 (7.7)	5,969 (19.8)	2,203 (7.3)	30,154 (100.0)

(出典) NSF, *National Patterns of R&D Resources: 1998 及び Ibid. 2000*

## 5-1-3. 人件費や間接経費を含む研究費

米国の大学に対する研究費には、人件費や間接経費を含めて助成が行われることが多い。NSF の研究助成金等 1 件当たりの平均支給額は、1990 年度 11 万ドルで、そのうち人件費は約 39% となっている<sup>3</sup>。

間接経費には、下記のものが含まれる。

- ①施設設備の減価償却経費および使用経費
- ②施設設備の維持管理経費
- ③全学管理経費
- ④学科における管理経費
- ⑤研究プロジェクト管理経費
- ⑥学生サービス経費
- ⑦図書経費

## 5-1-4. 大学種別の研究費

州立大学全体では、研究開発資金の 10.4%が州・地方政府、22.8%が大学、53.4%が連邦政府資金となっている(1997年度)のに対し、私立大学全体では、地方政府 2.1%，大学 10.1%，連邦政府 72.3%となっており、資金源が異なっている。ただし州立、私立ともに産業界からはおよそ 7% (州立 7.1%，私立 7.0%) である<sup>4</sup>。

なお、約 3600 にのぼるアメリカの高等教育機関のうち、上位 50 大学に研究開発資金の 56% が、上位 100 大学に 79% が支出されており、研究開発資金は偏在している<sup>5</sup>。

NSF は、研究サポート体制の一環として理工系大学院生の主たる資金源について調査しているが、自己資金が 33.2% と最も多く、続いて、RA (26.9%)、TA (19.9%) の順となっており、労働を負荷されない奨学金 (Fellowships<8.8%> や Traineeships<4.4%>) は少なくなっている。

ただし、州立大学では RA や TA の比率が私立大学より多いのに対し、奨学金ではいずれも私立大学の比率が高くなっている。

これら RA、TA や奨学金の財源は、州立大学、私立大学のいずれにおいても連邦政府以外の財源による受給者が多くなっている。

5-1-5. 連邦政府の研究開発支援方式<sup>6</sup>

米国連邦政府の研究開発支援（直接的支援）の方式は、「契約 (Contract)」、「援助関係 (Assistant Relationship)」および「CRADA (Cooperative Research and Development Agreement)」の 3 つに分類される。このうち「契約」と「援助関係」の 2 つの分類が確立されたのは、1997 年のグラント・協力協定法 (The Federal Grant and Cooperative Agreement Act) によっている。同法により、「契約」とは異なる支援形態となる「援助関係」プログラムが定められ、国家レベルにおける科学技術の振興を目的として、政府機関と非政府機関のパートナーシップを基本とする「グラント」と「協力協定」を結ぶための法的根拠が確立したといわれている。

なお「CRADA」は、1986 年連邦政府技術移転法 (The Federal Technology Transfer Act of 1986) により制定され、政府機関の公的ミッションの支援と科学技術の振興を目的とするものだが、政府機関が提供するのは、研究所、生産施設、人的・施設・機器リソースであり、資金提供（研究費の給付）は行わない。

表 1-19 連邦政府の研究開発直接支援プログラム

直接的支援	契約 (Contract)	
	援助関係 (Assistant Relationship)	グラント (Grant)
		協力協定 (Cooperative Agreement)
		CRADA (Cooperative Research and Development Agreement)

○ 「契約」と「援助関係」

「契約」とは、各省庁の公的ミッション (Public Mission) を達成するために必要とする研究開発サービスを調達する際用いられるメカニズムである。政府の「調達」として位置づけられるため、調達ルールに従う必要があるので契約者に多大な負担が課せられる傾向にある。具体的には予め研究成果がある程度予想でき、契約不履行に対する責任は契約者がもつ研究支援策である。

「契約」による研究費の給付方法は、「定額契約 (Fixed Price Contracts)」と「コスト返済契約 (Cost Reimbursement Contracts)」の2通りがある。「定額契約」は、最終支払額が予め設定されているため、必要な作業や結果が見極めにくい研究開発には向かないとされる。一方、「コスト返済契約」は、契約者がかかった費用を提出し、それに応じて政府がコスト返済を行う方式である。「契約」による研究成果の帰属については、後述のバイドール法が適用される。

「援助関係」は、国家レベルの科学技術力を増進するための手段として用いられ、研究成果の予想が困難なものが対象となる。具体的には「グラント」と「協力協定 (Cooperative Agreement)」に分類される。

「グラント」は、1960年代、NSFが米国的主要大学におけるコンピュータサイエンスを振興させるため、汎用コンピュータ購買費を助成してから、グラント給付が広く定着したといわれる。グラントを受ける対象は主として大学だが、民間企業の場合もある。資金の給付方法は、「前払い (Advanced payment)」と「コスト返済契約 (Cost Reimbursement Contracts)」などがあり、通常は前者の「前払い」方式が好まれる。後者の「コスト返済契約」の場合、プロジェクトの期間中に数回に分けて支払いが行われる仕組みになっている。「グラント」による研究成果の帰属は、バイドール法が適用される。

「協力協定 (Cooperative Agreement)」は、政府の関与がほとんどない「グラント」に対し、政府が研究活動に関与（例えば連邦政府の機関がプロジェクトの監督とプログラムの評価を行うなど）する点が異なる。研究成果に対する責任またはリスクは、政府と援助機関の双方に分担される。具体的な事例としては、大学の研究者が政府の所有する機器を使用して南極の氷山解凍の分析を行う研究などを挙げることができる。

資金の給付方法をめぐっては、グラントと協力協定を区分することなく行われているが、政府機関によっては、協力協定の場合にコスト分担条件（例えば、直接経費のみ補助率50%，間接経費は補助対象外といった条件）を課すケースもある。研究成果についてはバイドール法が適用される。

表 1-20 連邦政府の研究開発支援プログラムの条件

研究成果予想可能	→	研究成果予想困難
契約 (Contract)	協力協定	グラント
大学・企業に対する条件・ルール厳格	政府関係機関と企業・大学間での責任分担	大学・企業に対する条件・ルールゆるやか

## 5-2. 外部資金の獲得・使用システム

### 5-2-1. バイドール法 (Bayh-Dole Act)<sup>7)</sup>

連邦政府による大学に対する資金負担は、第2次世界大戦後、バネバー・ブッシュ報告書『科学—その際限なき未開拓地』以降、実質的増額がはかられ、NSF等のスキームも確立していく。

さらに、1950年代後半のスプートニク・ショックを契機に、「アポロ計画」をはじめとするビッグプロジェクトにより、大学の科学研究に対する連邦資金援助が一層の拡大をとげることとなる。

なお、当時は連邦政府の研究開発事業により得られた特許権は、一部機関を除き原則としてすべて国の所有とされていた。

しかし1970年代終わりになり、米国産業（特に鉄鋼、自動車）の不振や対日貿易赤字の増大を背景に、連邦政府や議会関係者の間で新しい景気刺激策の必要性が検討されるようになった。そのとき実施されたいいくつかの調査結果から、政府が多額の予算を投じて行った基礎研究から生まれた成果を、商品化するための政策が欠如しているという指摘がなされた。

そこで、カーター政権では、「産業技術革新政策に関する大統領教書」を発表し、政府援助による研究の効果的商業化をより一層促進するため、統一的政策を立法化するよう議会に要請した。これを受け、1980年12月、米国特許商標法に修正条項が付け加えられた。これが、提案者であるバーチ・バイ上院議員とロバート・ドール上院議員の名前をとって、「バイ・ドール法」と一般に呼ばれている。

その概要は、単純化していえば、連邦資金援助によってなされた発明の特許権を大学に与えるもので、大学はその発明の商業化の独占的ライセンスと提携の設定を交渉できるようになったのである。

バイ・ドール法は、連邦政府の資金による発明のみに適用されるが、前述のように、連邦政府の資金が研究開発面では大きな割合を占めているので、その影響は極めて大きかった。なお、大学の側では、連邦政府以外の資金提供によって生み出された発明についても、この法律の適用を行うようになってきているといわれる。

すなわち、多くの大学では、その所属する教職員、政府資金の研究に従事している大学院生に対して、その職務中のすべての発明に対する権利を大学（TL0）に対して譲渡することを義務づけており、学内規則により、大学は発明者に対し、TL0の受け取る発明の実施料の一部配分を受ける権利を与えていた。

民間企業にとっても、バイ・ドール法により、大学と合意に達すれば「独占的実施権」を獲得することが可能となつたため、自社で膨大な基礎研究開発投資を行うよりは、大学が「連邦政府資金」により開発した「研究成果」のライセンスを受けるほうがはるかにリスク低減効果があることとなった。新規企業の創出にも大きな貢献があるとも指摘されている。

## 5-2-2. 主要大学の状況

バイドール法により大学帰属となった特許や技術のロイヤリティ収入は、主要大学の場合、表 1-21 のとおりである。

表 1-21 主要大学の产学連携状況

	MIT	スタンフォード	ハーバード	UC バークレー
設置	私立	私立	私立	州立
研究費	3 億 7000 万ドル (キャンパス分のみ)	5 億 7800 万ドル (ギフト除く)	---	3 億 1800 万ドル
ロイヤリティ	1990 万ドル (1999)	4010 万ドル (1999)	1350 万ドル (1999)	170 万ドル

(出典) 日本開発銀行「アメリカの产学連携」『文部時報』平成 10 年 11 月号他

このうちハーバード大学は、ロイヤリティ収入を、最初の 5 万ドルまでは、発明者 35%, 発明者の所属する学部 (Department) 30%, 大学院 (School) 20%, 大学 (President and Fellows of Harvard College) 15% の比率で配分するものとされている。5 万ドルを超えると配分比率も変化するシステムを採用している<sup>8</sup>。なお、実際の外部資金の形態や運用は、各大学や各キャンパスにより大きく異なるため、ここではニューヨーク州立大学を事例に取り上げ、その一端を紹介したい。

## 5-3. 事例：ニューヨーク州立大学の外部資金構造について

## 5-3-1. ニューヨーク州立大学の構成

ニューヨーク州の州立大学システムは、ニューヨーク市を中心とするニューヨーク市大学 (19 キャンパス: CUNY) と、州全域をカバーするニューヨーク州立大学 (64 キャンパス: SUNY) といった 2 つのシステムから成り立っている。

このうち、ここでは SUNY を対象として報告するが、64 キャンパスの内訳は次のとおりである。

表 1-22 SUNY システム

種類	内容	大学数
university centers	Albany, Binghamton, Buffalo, Stony Brook の 4 校。 大学院を中心とする研究大学 (graduate research universities) に相当	4
university colleges	3500~9200 人の学生規模をもつ 12 の大学と Empire State が含まれる。修士課程をもつ総合大学に相当	13
university colleges of technology	工科大学	5
health science centers	健康科学分野の学部教育を実施。Syracuse と Downstate は独立。この他 Buffalo と Stony Brook にも学内設置	2
partnership colleges	コーネル大学<4大学>とアルフレッド大学<1大学>にある「statutory colleges」	5
colleges with special missions	特徴的なコア・カリキュラムをもつ大学。この他 SUNY Farmingdale on Long Island もあり	5
community colleges	コミュニティ・カレッジ	30

## 5-3-2. SUNY 全体の収入と支出

SUNY 全体（コミュニティ・カレッジを除く<sup>9</sup>）の収入は約 50 億ドルで、うち経常的経費として州政府は約 18 億ドルを支出している（1999~2000 年度<sup>10</sup>）。

SUNY では、連邦政府の奨学金である Pell Grants を連邦政府資金として大学の収入に含め、支出は奨学金 (Scholarship) に繰り入れている。ニューヨーク州が授業料援助プログラムとして学生に援助している TAP (Tuition Assistance Program) も同様に収入では州政府資金、支出は奨学金に繰り入れられている<sup>11</sup>。

一方、支出内訳は教育が 15 億 5200 万ドル、サポート・サービス 14 億 4300 万ドル、公共サービス 1 億 8200 万ドル、病院 9 億 6000 万ドル、研究 3 億 9800 万ドル、事業 4 億 4000 万ドルとなっている。

図 1-10 SUNY 収入 (1999-2000 年度)

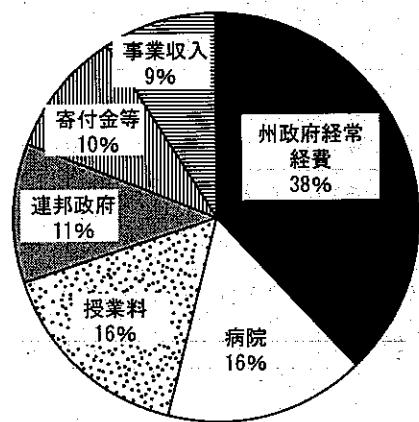
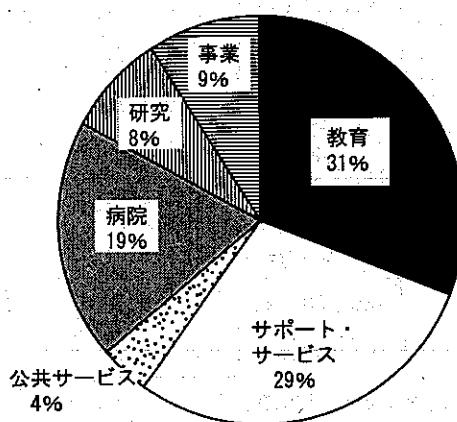


図 1-11 SUNY 支出 (1999-2000 年度)



### 5-3-3. 外部資金構造

SUNY では、民間の非営利組織である学外組織「ニューヨーク州立大学研究財団」を設け、外部資金や技術移転等に関するることはすべてこの財団において処理するシステムを採用している。

1999-2000 年度に同研究財団が受け入れた外部資金は 4 億 4050 万ドルで、うち連邦政府資金が 2 億 4340 万ドルで 55.2% を占めている。連邦政府以外の資金は、1 億 9710 万ドルで、その内訳は下記のとおりである。州政府は外部資金全体のなかでは 2 割強を占めている。

表 1-23 SUNY 外部資金の内訳 (1998-99 年度)

連邦政府資金		連邦政府以外の資金	
教育省	7.65%	非営利	11.87%
公衆衛生関係	53.60%	産業界	8.70%
NSF	16.00%	ニューヨーク州	48.82%
その他	22.75%	その他	30.61%

(出典) The Research Foundation of State University of New York, Annual Report, 2000

なお、1998-99 年度における SUNY 全体の外部資金(4 億 500 万ドル)の支出内訳等は表 1-24 のとおりである。このうち直接経費が合計で 3 億 3300 万ドル、間接経費が 7200 万ドルである。

表 1-24 外部資金出所別支出内訳（1998-99 年度：単位ドル、() 内は%）

	給与	備品	参加*	他の直接経費	間接経費	合計
連邦政府	98,444,255	8,083,013	5,847,774	63,656,786	50,148,244	226,180,072
	(43.5)	(3.6)	(2.6)	(28.1)	(22.2)	(100.0)
連邦/その他	45,634,370	2,836,786	1,197,587	30,472,939	14,084,037	94,225,719
	(48.4)	(3.0)	(1.3)	(32.3)	(14.9)	(100.0)
非連邦政府	45,209,829	2,968,789	2,095,373	26,256,050	8,302,452	84,832,493
	(53.3)	(3.5)	(2.5)	(31.0)	(9.8)	(100.0)
合計	189,288,454	13,888,588	9,140,734	120,385,775	72,534,733	405,238,284
	(46.7)	(3.4)	(2.3)	(29.7)	(17.9)	(100.0)

\*: 納入金、旅費、日当、宿泊費代等

「連邦/その他」：連邦資金だが非連邦政府組織を通じて配分が行われるもの。

(出典) The Research Foundation of State University of New York 資料

## 5-3-4. 間接経費 (indirect cost)

間接経費の比率は、個別の大学により、また資金の出所別に異なっている。ただし、連邦政府資金については、使用するスペース等をもとに間接経費が算出されており、恣意的に比率が決定されているわけではない。

連邦政府資金については、総計額に対して一定の比率を課す大学と、給与部分について間接経費を課す大学とに分かれている。SUNY のうち、主な大学の間接経費の比率は表 1-25 と表 1-26 に示すとおりである。

表 1-25 連邦政府資金：総計額に対する間接経費の比率（1999 年 3 月現在）

大学名	割合 (%)		
	研究等プログラム		
	On-Campus	Off-Campus	特別*
Albany	49.9	26.0	—
Binghamton	49.9	26.0	17.6
Buffalo	54.0	26.0	—
Stony Brook	50.0	26.0	—
HSC Syracuse	51.3	26.0	—
HSC Brooklyn	51.3	26.0	—

\*: Trade Adjustment Assistance Center Program に適用

(出典) The Research Foundation of State University of New York, Facilities and Administrative Rates

表 1-26 非連邦政府資金：総計額に対する間接経費の比率（1999年3月現在）

大学名	割合 (%)	
	On-Campus	Off-Campus
Albany	47.0	27.2
Binghamton**	---	---
Buffalo	49.9	22.7
Stony Brook**	---	---
HSC Syracuse	55.3	31.1
HSC Brooklyn	45.6	27.7
Brockport	49.2	15.7
Buffalo(SUC)	40.9	14.6
Cortland	50.3	14.6
Empire State	25.1	18.1
Fredonia	53.7	14.6
Geneseo	58.4	22.5
New Paltz	56.7	15.2
Old Westbury	57.5	19.7
Oneonta	56.2	17.2
Oswego	52.8	13.7
Plattsburgh	49.5	13.5
Postdam	62.2	23.2
Purchase	57.5	19.7
Maritime	必要に応じて交渉	
Optometry	67.8	26.8
Utica/Rome	69.5	24.6
Alfred	66.8	15.5
Canton	60.7	24.2
Cobleskill	53.1	16.1
Delhi	68.7	20.4
Farmingdale	57.6	15.4
Morrisville	57.9	16.1

\*\* : 連邦政府資金と同様の比率を適用。

(出典) The Research Foundation of State University of New York, *Facilities and Administrative Rates*

このように、間接経費として大学に徴収された経費は、大学の管理サービス、光熱水料金、清掃サービスや図書経費などにあてることが大学と研究財團との協定によって決められていて

る（1977年協定）<sup>12</sup>。

なお、1998年には研究強化の視点から、大学は、間接経費歳入の10%を各キャンパスに戻すことを決定し、学部/センターに8%，学部長に2%の配分となった。加えて、大学研究部（Division of Research）は、間接経費の15%を教員研究支援にあてるることとし、競争的な研究資金である「教員研究賞プログラム」（年間17万ドル），会議・出版（同57,000ドル），外部資金とのマッチング・グラント（同25万ドル）をその内容としている。

## 補足 カリフォルニア大学とカリフォルニア州立大学の財政状況

米国においては、設置者の別に関わらず、機関の性格や役割によって、財政の規模や収支構造、学生1人当たりの収入や支出が大きく異なる。4年制大学のうち、研究活動が活発で博士課程までの大学院教育を実施する大学では、多様な財源を持ち、学生1人当たりに対する支出額も大きい。一方で、機関数で圧倒的に多い教育活動に重点を置く大学は、ほとんどの収入を州から得ており、研究活動に対する支出の占める比率が小さいという特徴がみられる。

機関の性格や役割に応じた財政状況の違いは、同じ州の中にある州立大学間にもみられる。こうした同じ州内にある州立大学の財政状況の相違を、カリフォルニア州の4年制大学を例にとってみてみる。

### 1. カリフォルニア大学システムとカリフォルニア州立大学システムの規模と性格

カリフォルニア州には、2年制大学を含めて約140の州立高等教育機関があり、3つ大学システムに分けて管理運営が行われている。うち4年制大学については、カリフォルニア大学(University of California: UC)とカリフォルニア州立大学(California State University)の二つの大学システムのいずれかの管轄下に置かれている。各大学システムは、「マスター・プラン」によって、研究活動重視のUCと教育活動重視のCSUという役割が充てられている。

UCシステムは9大学(キャンパス)から構成され、学部教育に加えて、博士課程までの大学院教育と医学を含めた職業専門教育の課程が提供される。システム全体の在学者数(フルタイム換算)は約16万人である。1994年のカーネギーの高等教育分類では、研究大学IIの2大学(キャンパス)(Riverside, Santa Cruz)を除き、すべての大学(キャンパス)が研究大学Iに分類される。

一方、CSUシステムは22大学(キャンパス)から構成され、学部教育と修士号取得課程が提供されている。医学や法学など長期の職業専門教育課程は置かれていない。システム全体の在学者数(フルタイム換算)は約27万人である。1994年のカーネギーの高等教育分類では、博士号授与大学II(San Diego State University)とその他(California Maritime Academy)に分類される各1大学(キャンパス)を除くと、すべて修士号授与大学Iに分類される。

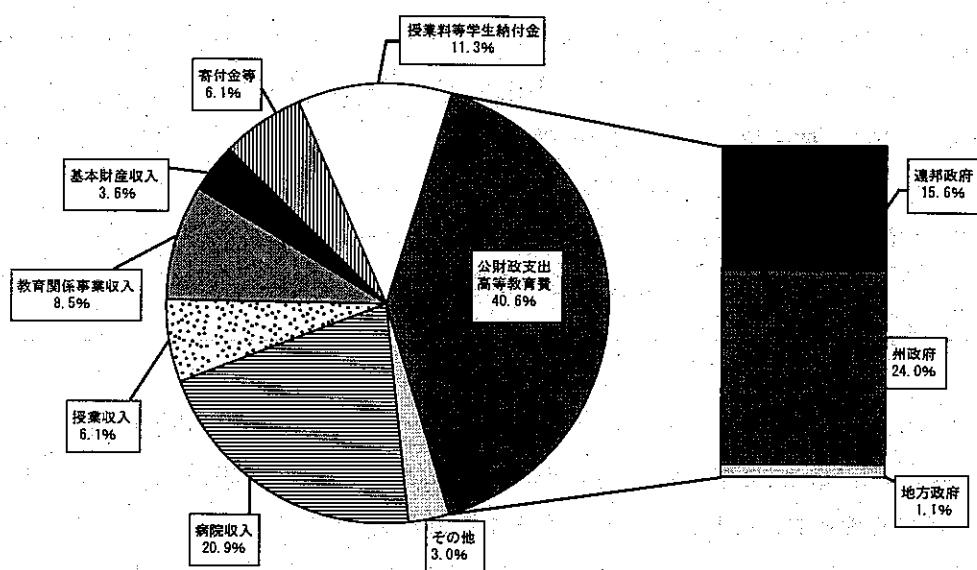
### 2. UCとCSUの収入構造

二つの大学システムの規模をみると、機関数、在学者数ともCSUがUCを上回っている。しかし、収入面では後者が前者を大きく上回っている。1997年の経常収入合計で、CSUが33億2,000万ドルであるのに対し、連邦政府研究機関(FFRDC)に関する収入を除いたUCの収入は93億7,000万ドル、ここから更にCSUに設けられていない附属病院の収入を除いた額でも74億2,000万ドルと、2倍以上の規模となっている。

両者の財源別の収入比率をみると、両システムの収入構造における最も顕著な違いは、公財政支出高等教育費と授業料等学生納付金の占める比率である。連邦政府研究機関に関する収入

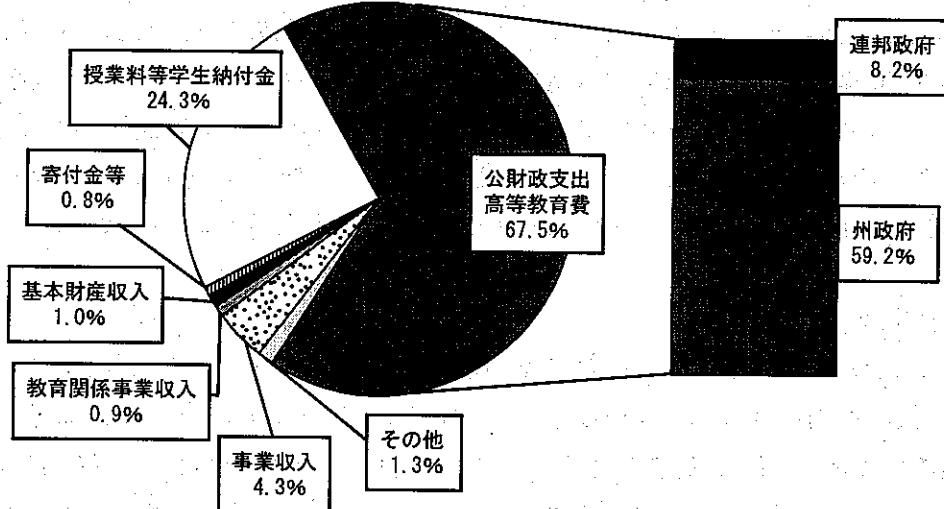
UC (システム) の収入構造 (1997年)

連邦政府研究機関に関する収入を除いた場合



(出典) University of California, 1998/1999 Annual Financial Report, p. 30.

CSU (システム) の収入構造 (1997年)

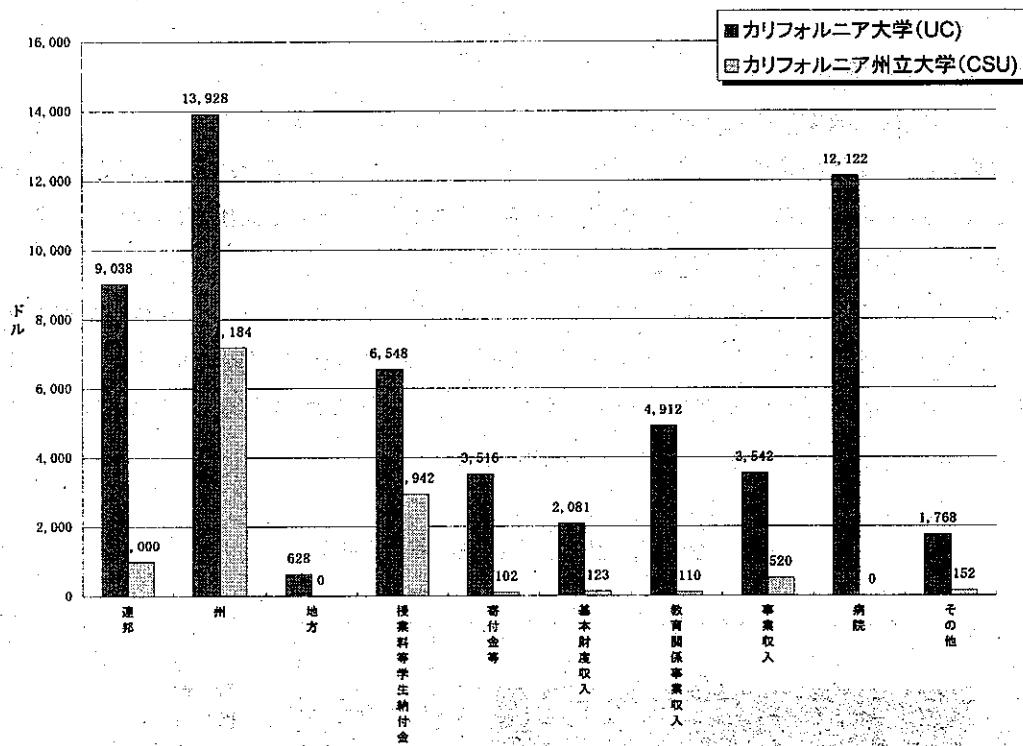


(出典) California State University, The Combined Financial Statements of the California State University, 1998, p. 5.

を除く UC の経常費収入合計に占める公財政支出高等教育が 4割 (40.6%)、病院収入を除いた合計においても 5割 (51.3%) を占めるのに過ぎない。これに対して、CSU では 7割近く (67.5%) を占め、これに授業料等学生納付金をあわせた収入は経常費収入の 9割以上 (91.8%) を占めている (UC では 50~65%程度)。

さらに、公財政支出高等教育費の構成も両システムで大きく異なる。連邦、州、地方からの収入を 100%としてみたとき、UC では約 4割 (全体の 15.6%) を連邦から、6割 (24.0%) を州から得ている。一方 CSU の場合、公財政からの収入の 9割近く (全体の 59.2%) を州から得ている。

UC と CSU の財源別学生 1人当たり経常収入 (1997年)



それぞれの大学システム全体の財源別収入をフルタイム換算学生数で除した額。フルタイム換算学生数は、カリフォルニア大学が 161,400 人 (1998 年)、カリフォルニア州立大学が 273,928 人 (1997 年)。

(出典) カリフォルニア大学 : University of California, 1998/1999 Annual Financial Report, p. 30 (収入)、University of California, Office of the President, 2000/2001 Budget for Current Operations, 1999, p220 (フルタイム換算学生数)。

カリフォルニア州立大学 : California State University, The Combined Financial Statements of the California State University, 1998, p. 5 (収入)、California State University, 2000/01 Support Budget, p. 42 (フルタイム換算学生数)。

こうした財政規模の違いは、機関の規模の違いと併せて、学生一人あたりの収入にも大きな違いとなって現れている。病院収入を除くと、特に顕著なのが連邦からの収入であり、UCのフルタイム換算学生1人当たりの収入(9,038ドル)は、CSU(1,000ドル)の9倍となっている。また、州からの収入についても、UC(13,928ドル)はCSU(7,184ドル)の約2倍となっている。

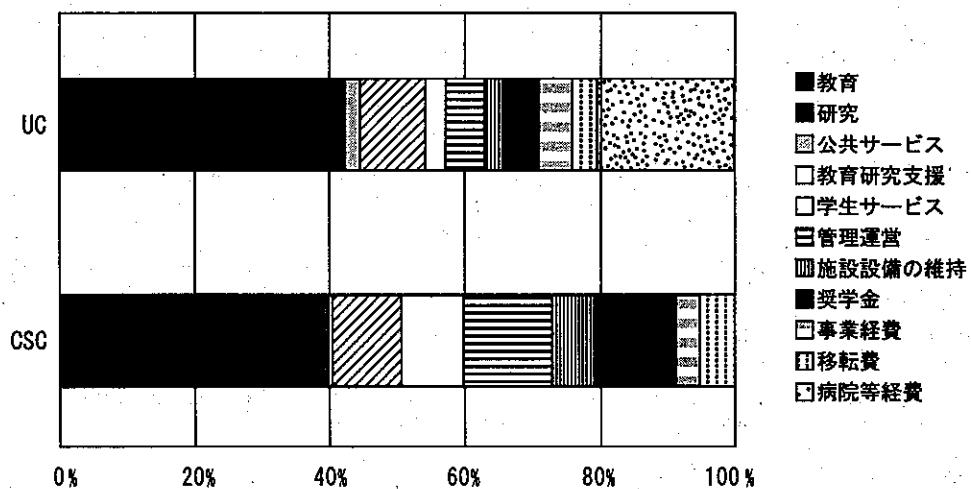
以上のように、同じ州内にある大学(システム)であっても、機関の性格によって収入構造は大きく異なっている。研究や長期間の大学院教育、職業専門教育を行うUCの場合、比較的に多様な財源から偏りなく収入を得ている。CSUは、その収入を州と授業料等学生納付金に大きく依存している。UCは全国的な財政統計における研究大学Iと、CSUは修士号授与大学や学士号授与大学と同様の傾向を示しているといえる。

### 3. UCとCSUの支出構造

収入構造にみられた機関種別の全国傾向との一致は、支出構造においてもみられる。カーネギー教育振興財団の高等教育機関分類の研究大学Iに相当する収入構造を持ったUCの場合、研究に関する支出が経常支出全体に占める比率(18.9%)が教育に関する支出(23.3%)に迫っている。また、病院等経費が2割を越えている(20.5%)。

これに対してCSUの場合、教育活動への支出の占める比率(39.0%)が、UCの教育活動と研究活動とをあわせた比率(39.4%)にほぼ相当している。残りの部分(約60%)については、管理運営と奨学金に関する支出が多いものの、比率の大きさの順序からみるとUCの教育、研究及び病院統計費を除く部分と大きな差はみられない。

UCとCSUの経常支出の目的別比率(1997年)

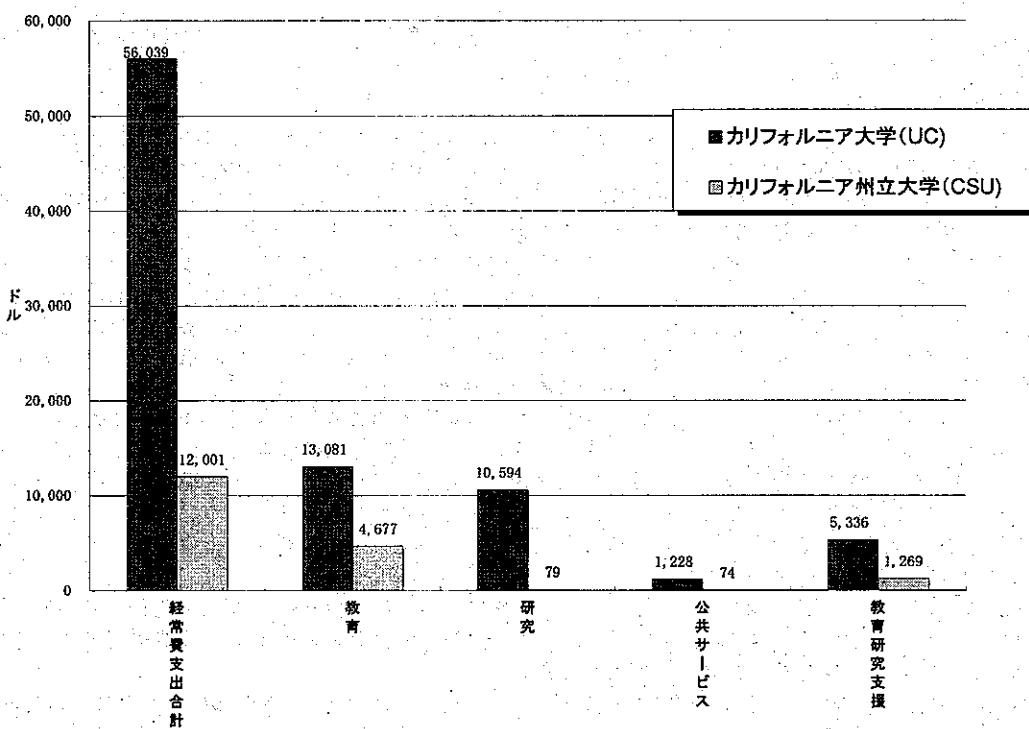


(出典) カリフォルニア大学: University of California, 1998/1999 Annual Financial Report, p.30  
カリフォルニア州立大学: California State University, The Combined Financial Statements of the California State University, 1998, p.5.

フルタイム換算学生 1 人当たりの支出でみたとき、CSU は、研究及び公共サービスを目的とする支出が修士号授与大学の全国平均（1996 年）を下回るもの、経常費支出合計に関する額では全国平均（11,345 ドル）と大きく変わらない（12,001 ドル）。

これに対して、研究大学 I と同じ傾向にある UC のフルタイム換算学生 1 人当たりの支出（連邦研究機関に関する支出を除く）は、経常費支出合計及び目的別支出のいずれにおいても、CSU のそれを上回っている。特に、研究に対する支出については、CSU（74 ドル）の 100 倍以上（10,594 ドル）となっている。また、経常費支出合計に関するフルタイム換算学生 1 人当たり支出は、CSU の約 4.7 倍（56,039 ドル）である。これは、研究大学 I の全国平均 32,512 ドル（1996 年）も大きく上回っている。

UC と CSU の目的別学生 1 人当たり経常支出（1997 年）



それぞれの大学システム全体の経常費支出のうち、合計のほか、教育、研究、公共サービス及び教育研究支援に関する各目的別支出をフルタイム換算学生数で除した額。フルタイム換算学生数は、カリifornia 大学が 161,400 人（1998 年）、カリifornia 州立大学が 273,928 人（1997 年）。

（出典）カリifornia 大学 : University of California, 1998/1999 Annual Financial Report, p.30 (収入)。University of California, Office of the President, 2000/2001 Budget for Current Operations, 1999, p220 (フルタイム換算学生数)。

カリifornia 州立大学 : California State University, The Combined Financial Statements of the California State University, 1998, p.5. (支出), California State University, 2000/01 Support Budget, p.42 (フルタイム換算学生数)

<第1章 注>

<sup>1</sup> 日本の機関数は2001年の大学、短期大学、高等専門学校、大学院の合計。在学者数は2001年の大学院、大学学部・専攻科・別科、短期大学本科・専攻科・別科、高等専門学校第4、5学年在学者、聴講生、研究生、通信制・放送大学の正規課程在学者の合計。

<sup>2</sup> 州立のほか、公的な高等教育機関には連邦立や地方立などもあるが、これらの機関が公的なセクターに占める比率は小さく、ほとんどが州立であることから、以下では、これらを含めて公的高等教育機関を「州立」と表記する。

<第1章 参考資料リスト>

- U.S. Department of Education, *Digest of Education Statistics 2000* (設置者別の機関数については、Table245 在学者数についてはTable179。カーネギー高等教育分類に基づく設置者別機関数及び在学者数についてはTable216)。

<第2章 注>

<sup>1</sup> 高木英明『大学の法的地位と自治機構に関する研究—ドイツ・アメリカ・日本の場合—』多賀出版、1998年、118~122頁。

<sup>2</sup> 前掲書。筆者のe-mailによる調査では、アイオワ大学事務局から、同大学が州政府機関としての性格が強いという回答を得た。

<sup>3</sup> 前掲書 115~118頁。

<sup>4</sup> ECS, 1997 *State Postsecondary Structures Sourcebook*, 1997のTable D (調整委員会及び大学理事会の構成)。理事の任期について、1998年12月に国立学校財務センターが実施した現地調査でインバウンドに答えた大学教員の一人は「理事の任期(カリフォルニア大学は12年)が州知事の任期(4年)よりも長いのは、大学の管理運営に対する政治的影響を少なくするために」と述べている。

<sup>5</sup> 例えば、カリフォルニア州憲法(第9節第9条(a)項)においては、「カリフォルニア大学は、公的信託(public trust)を組織し、既存のカリフォルニア大学理事会によって管理運営されるものとする。同理事会は、その資金の維持・安定に必要な場合に州議会の管理下に置かれるほか、基本財産に関する同意及び(施設・設備等の)建設に関する契約や資産の売却、資財、商品、サービスの購入について適用される州法に則った競争入札の手順に従う以外は、組織の管理運営に関する完全な権限(full powers)を有する。(以下、略)」と定められている。また、ミシガン州憲法の第8節第5条及び第6条においても、州内各州立大学において法人格を有する大学理事会が組織され、「各大学理事会は、それぞれの大学の全般的な監督及び支出に関する管理を行わなければならない。(以下、略)」とし、大学理事会の所管する州立大学に対する全般的権限を規定している。州法で法人格が付与されている州立大学についても、管理運営に関する大幅な権限を大学理事会に与える規程となっている場合が多い(例えば、カリフォルニア州立大学の大学理事会の権限等を定めたカリフォルニア州教育法第66606条)。

<sup>6</sup> ECS, op. cit. なお、同書では24州以外にも調整委員会あるいは類似の機関が置かれていることが示されているが、ここでは、同書の分類に従い、予算の調整・配分あるいは課程の設置認可等に一定の役割を果たしているものを調整委員会としてとらえた。

<sup>7</sup> ECS, op. cit., pp.57~60. 州立大学の管理運営構造の分類については、いくつかの方法がみられるが、いずれも州内の高等教育全般に関わる調整を行う機関の種類(「統合管理委員会」、「調整委員会」、「企画機関」)を分類基準としたカー(Clark Kerr)とゲイド(Marian Gade)の分析に集約されるという(P.G.アルトパック, R.O.バーダール, P.J.ガムポート編, 高橋靖直訳『アメリカ社会と高等教育(Higher Education in American Society)』玉川大学出版部, 1997年, 177~179頁)。ECSの分類は、カーとゲイドの成果を大学システムの有無でさらに細分化したものである。

<sup>8</sup> ECS, op. cit., pp.65~132.

<sup>9</sup> Richard C. Richardson, Jr., *State Structure for the Governance of Higher Education: California Case Study Summary (A Technical Paper Prepared for State Structures for the Governance of Higher Education and The California Higher Education Policy Center)*, Spring 1997 [System Characteristics and History の章]

<sup>10</sup> Commission for The Review of The Master Plan for Higher Education, *The Master Plan Renewed: Unity, Equity, Quality and Efficiency in California Postsecondary Education*, 1987, pp.7~20.

<sup>11</sup> OECDによる高等教育政策レビューでは、「マスター・プラン」に基づく同州の高等教育政策を教育の大衆化とエリート養成の「現実的な妥協」ととらえており、三つの大学システムにおける財政や管理運営面での違い(不平等さ)も指摘している。(OECD, *Review of National Policies for Education: Higher Education in California*, 1990, p.27, p.36)

<sup>12</sup> 例えば、カリフォルニア大学 (University of California) の場合、学生数が最も多いロサンゼルス校では、筆頭副学長 (Executive Vice Chancellor) 1名のほか、副学長 (Vice Chancellor) を8名置いている。これに対して、学生数で3分の1に過ぎないサンタクルーズ校では、筆頭副学長1名のほか、副学長の数は4名となっている（いずれも各大学の管理運営組織図による）。

<sup>13</sup> Standing Order 105.1, 105.2 (Standing Orders of The Regents of the University of California).

<sup>14</sup> Bylaws of the Academic Senate, Part II.

<sup>15</sup> Bylaws of the Academic Senate, Part III.

#### <第2章 参考資料リスト>

- ECS, *1997 State Postsecondary Structures Sourcebook*, 1997
- Philip G. Altbach (Editor), *International Higher Education: An Encyclopedia*, 1992
- OECD, *Review of National Policies for Education: Higher Education in California*, 1990.
- Commission for The Review of The Master Plan for Higher Education, *The Master Plan Renewed: Unity, Equity, Quality and Efficiency in California Postsecondary Education*, 1987.
- 高木英明『大学の法的地位と自治機構に関する研究—ドイツ・アメリカ・日本の場合—』多賀出版, 1998年。
- P. G. アルトバッハ, R. O. バーダール, P. J. ガムポート編, 高橋靖直訳『アメリカ社会と高等教育(Higher Education in American Society)』玉川大学出版部, 1998年。
- 江原武一『現代アメリカの大学—ポスト大衆化をめざして』玉川大学出版部, 1994年。
- 金子忠史『新版 変革期のアメリカの教育 [大学編]』東信堂, 1994年。

#### <第3章 注>

<sup>1</sup> U.S. Department of Education, *Digest of Education Statistics 2000*, pp. 358-360 (Table 327, Table 328, Table 329). 財源別比率についても同じデータを使用。

<sup>2</sup> 文部科学省『教育指標の国際比較 平成14年度版』, 55-58頁。

<sup>3</sup> U.S. Department of Education, op. cit., pp. 375-377 (Table 342, Table 343, Table 344).

<sup>4</sup> U.S. Department of Education, op. cit., p. 363 (Table 332).

<sup>5</sup> 収入に占める公財政からの収入や授業料等学生納付金の位置づけは異なるものの、私立大学においても、機関の種類毎に各財源の占める比率に違いがみられることは州立と同様である。例えば、連邦政府からの収入（補助金等）について、研究大学Iでは収入全体の13.4%を占めているが、専門大学を除くその他の種類の高等教育機関においては2~6%程度となっている。一方、授業料等学生納付金が占める割合は、研究大学Iでは2割に満たないのに対して、修士号授与大学では5割以上、学士号授与大学でも3割以上となっている。これらの比率の違いが、財源からの収入の多少を示しているものではないことも、州立の場合と同様である。フルタイム換算学生1人当たりの額でみると、連邦（補助金等）からの収入では研究大学Iが15,111ドル、修士号授与大学が614ドル、学士号授与大学が573ドルとなっている。また、収入全体をフルタイム換算学生1人でみると研究大学Iが112,951ドル、修士号授与大学が17,703ドル、学士号授与大学が24,925ドルと、後二者は前者の4分の1から6分の1となっている。（U.S. Department of Education, op. cit., p. 364 (Table 333) 参照）

<sup>6</sup> U.S. Department of Education, op. cit., pp. 372-373 (Table 340).

<sup>7</sup> 機関種別の支出状況は、私立大学においても州立大学と同様の傾向を示している。しかも、研究大学Iとそれ以外の大学（特に修士号授与大学と学士号授与大学）との格差は、州立大学の場合よりも大きい。例えば、1996年の私立大学による支出のうち、研究に対する支出をフルタイム換算学生1人当たりでみた場合、研究大学Iの支出（14,776ドル）は、修士号授与大学（247ドル）の60倍、学士号授与大学（146ドル）にいたっては100倍以上となっている。（U.S. Department of Education, op. cit., pp. 374-375 (Table 341) 参照）。

<sup>8</sup> 学生サービス及び管理運営に対するフルタイム換算学生1人当たり支出額が最も多いのは博士号授与大学、最も少ないのは学士号授与大学で、学生サービスについては博士号授与大学が861ドルであるのに対して、学士号授与大学が744ドル、管理運営については2,090ドルに対して、1,074ドルとなっている。（U.S. Department of Education, op. cit., pp. 372-373 (Table 340) 参照）。

<sup>9</sup> 喜多村和之『現代アメリカ高等教育論—1960年代から1990年代へ—』東信堂, 1994年, 55-60頁。

<sup>10</sup> 喜多村、前掲書, 62頁。金子忠史『新版 変革期のアメリカの教育 [大学編]』東信堂, 1994年, 40-41頁。

<sup>11</sup> ニューヨーク州が州内の私立大学に支出している Bundy Aid と呼ばれる補助金は、学位授与件数に応じて支出されるもので、使途が特定されていない。（Patrick M. Callan and Frank M. Bowen, *State*

*Structure for the Governance of Higher Education: New York Case Study Summary (A Technical Paper Prepared for State Structures for the Governance of Higher Education and The California Higher Education Policy Center), Spring 1997* [The Higher Education System: Structures の章])。2001年度の事業費は約4,400万ドル(州教育局のホームページ <http://www.oms.nysed.gov/budget/pro2001/>)。

<sup>12</sup> ECS, 1997 *State Postsecondary Structures Sourcebook*, 1997, pp. 57-58.

<sup>13</sup> カリフォルニア州については、Richard C. Richardson, Jr., *State Structure for the Governance of Higher Education: California Case Study Summary (A Technical Paper Prepared for State Structures for the Governance of Higher Education and The California Higher Education Policy Center)*, Spring 1997 [UC 及び CSU 各章の The Budget Process の項目及び Coordinating Process の章の Budget Process の項目]。テキサス州については、Kathy Reeves Bracco, *State Structure for the Governance of Higher Education: Texas Case Study Summary (A Technical Paper Prepared for State Structures for the Governance of Higher Education and The California Higher Education Policy Center)*, Spring 1997 [Coordinating Process for Texas Higher Education の章の The Budget Process の項目]。同資料によると、同州における州立大学への予算配分の80%以上(87%。1996年度)は、調整委員会が定めた算定方式(formula)に従って決定されたものであったという。ミシガン州については、Kathy Reeves Bracco, *State Structure for the Governance of Higher Education: Michigan Case Study Summary (A Technical Paper Prepared for State Structures for the Governance of Higher Education and The California Higher Education Policy Center)*, Spring 1997 [Work Process の章の Budget Process の項目]。

<sup>14</sup> 喜多村、前掲書、62頁。

<sup>15</sup> Mary P. McKeown, *State Funding Formulas for Public Four-year Institutions*, SHEEO, February 1996, pp. 12-14.

<sup>16</sup> Mary P. McKeown, op.cit., pp. 17-28. サウスカロライナ州とテキサス州の例は次の資料による。  
サウスカロライナ州: South Carolina Commission on Higher Education, *FY 2001-2002 Mission Resource Requirements*.

テキサス州: Texas Higher Education Coordinating Board, *Formula Funding for Texas Institutions of Higher Education FY1998-1999*

(<http://www.theccb.state.tx.us/cfbn/ArchFetch.cfm?DocID=238&Format=HTML>)

これらの例は、州政府への予算請求のために調整委員会が行う分野ごとの経費の算定方法である。なお、計算式を用いた経費の算定は、通常、①調整委員会や大学理事会が州政府に対して予算請求を行う場合、あるいは②州政府が予算編成に用いる場合のほか、③調整委員会や大学理事会が州から配分された予算を各大学に配分する場合にも行われる。通常、こうした算定の方法は①及び②の場合のみを指すが、参照したSHEEOの資料では③も含めてとらえている。

<sup>17</sup> サウスカロライナ州では、機関の役割に基づき州内の州立大学を①研究及び大学院教育重視の大学、②修士課程までを有する大学、③学部前半の2年間の課程を提供する2年制大学、④テクニカル・カレッジの4グループに分け、各グループの中で学問分野ごとの教員配置率(対学生数比)、平均給与、及び教育活動補助費算定比率を決定している(例えば、2001年度において、グループ①の文学分野の教員1人当たり学生数は学士号取得課程18人、修士号取得課程11人、博士号取得課程5名。平均給与は51,950ドル。教育活動補助費算定比率は17%。同じグループ①の工学分野の教員1人当たり学生数は学士号取得課程20人、修士号取得課程12人、博士号取得課程6人。平均給与は80,209ドル。教育活動補助費算定比率は59%)。ここから算出した学問分野ごとの教員給与と教育活動補助費を合計して教育経費が算出される。テキサス州の場合は、機関の役割については4年制と2年制の区別のみで、それぞれのグループ内で共通の算定表が使用される。このうち4年制大学についてみると、教員給与と学科活動経費が設けられており、それぞれ、学問分野別及び課程のレベル別に1単位当たりの経費が示されている(例えば、1998年度の4年制大学における教養教育分野1単位当たり教員給与は、学士号取得課程51.50ドル、修士号取得課程158.11ドル、博士号取得課程456.19ドル。同じく工学分野では120.92ドル、302.57ドル、700.75ドル。学科活動経費については、教養教育分野1単位当たり、学士号取得課程で4.95ドル、修士号取得課程18.56ドル、博士号取得課程85.74ドル。工学分野では32.01ドル、69.86ドル、277.65ドル)。各学問分野で示された1単位当たりの教員給与及び学科活動経費に単位数を積算した額の合計が教育費として算定される)。

### <第3章 参考資料リスト>

- U.S. Department of Education, *Digest of Education Statistics 2000*
- South Carolina Commission on Higher Education, *FY 2001-2002 Mission Resource Requirements*.
- Texas Higher Education Coordinating Board, *Formula Funding for Texas Institutions of Higher Education FY1998-1999*.

- ECS, *1997 State Postsecondary Structures Sourcebook*, 1997.
- Patrick M. Callan and Frank M. Bowen, *State Structure for the Governance of Higher Education: New York Case Study Summary (A Technical Paper Prepared for State Structures for the Governance of Higher Education and The California Higher Education Policy Center)*, Spring 1997.
- Richard C. Richardson, Jr., *State Structure for the Governance of Higher Education: California Case Study Summary (A Technical Paper Prepared for State Structures for the Governance of Higher Education and The California Higher Education Policy Center)*, Spring 1997.
- Kathy Reeves Bracco, *State Structure for the Governance of Higher Education: Texas Case Study Summary (A Technical Paper Prepared for State Structures for the Governance of Higher Education and The California Higher Education Policy Center)*, Spring 1997.
- Kathy Reeves Bracco, *State Structure for the Governance of Higher Education: Michigan Case Study Summary (A Technical Paper Prepared for State Structures for the Governance of Higher Education and The California Higher Education Policy Center)*, Spring 1997.
- Mary P. McKeown, *State Funding Formulas for Public Four-year Institutions*, SHEEO, February 1996.
- 文部科学省『教育指標の国際比較 平成14年度版』。
- 喜多村和之『現代アメリカ高等教育論—1960年代から1990年代へ—』東信堂, 1994年。
- 金子忠史『新版 変革期のアメリカの教育 [大学編]』東信堂, 1994年。

## &lt;第4章 注&gt;

授業料を含めた学生納付金については、政府統計や一般に公表される大学紹介資料において、授業料とその他の手数料を分けずに、授業料等学生納付金 (*tuition and fee*) として提示されるのが一般的である。しかし、この内容は大学 (あるいは大学システム) によって異なっている。例えば、カリフォルニア大学バークレー校の場合、学部学生の納付金の内容は、登録料 (*University Registration Fee*)、教育関係手数料 (*Educational Fee*)、施設使用料 (*Campus Fee*) などであり、このほか、州外学生から別途、授業料 (*Non-resident Tuition Fee*) が徴収されることになっている。すなわち、厳密にみると、学部段階 (*undergraduate*) の州内学生の学生納付金のなかには、「授業料」は含まれていない。一方、授業料を高めに設定する方針を探っているバージニア大学の場合、教育関係手数料 (*Education and General Fee*)、情報通信設備等使用料 (*Technology Fee*) 及びその他の経費 (*Auxiliary Fee*) のほかに、授業料として、年間 (2セメスター当たり) 州内学生については約3,000ドル、州外学生については、その5倍以上にあたる約17,000ドルを徴収している。このように、授業料等学生納付金 (*tuition and fee*) のなかには、授業料の他に、登録料や施設使用料などの手数料が含まれ、大学によっては授業料の徴収を行っていないことから手数料のみが徴収されている場合もあるが、少なくとも学部段階 (*undergraduate*) において、入学金などの名目で高額の納付金を授業料以外に徴収することはない。

カリフォルニア大学バークレー校の学部学生  
納付金 (1セメスター)  
(2001年度)

	州内学生	州外学生
大学登録料	ドル 356.50	ドル 356.50
教育関係手数料	1,358.00	1,543.00
施設使用料	98.75	98.75
クラス・パス料	18.00	18.00
健康保険料	230.00	230.00
州外学生授業料	—	5,352.00
合 計	2,061.25	7,598.25

バージニア大学の学部学生納付金 (2セメスター)  
(2001年度)

	州内学生	州外学生
教育関係手数料	ドル 53	ドル 53
情報通信設備等使用料	45	45
その他の経費	1,053	1,053
授業料	3,046	17,078
合 計	4,197	18,229

[カリフォルニア大学及びバージニア大学の学部学生納付金の内訳は、それぞれの大学のホームページ掲載資料 (カリフォルニア大学バークレー校は [registrar.berkeley.edu/Registration/feeschd.html#campus](http://registrar.berkeley.edu/Registration/feeschd.html#campus)、バージニア大学は [www.virginia.edu/budget/HistTuitFees.htm](http://www.virginia.edu/budget/HistTuitFees.htm)) による]

- <sup>2</sup> 州立大学及び私立大学の授業料等学生納付金の全国平均額及び個別大学の事例については、いずれも文部科学省『教育指標の国際比較 平成14年度版』。
- <sup>3</sup> U.S. Department of Education, *Digest of Education Statistics 2000*, p. 3 (Table 316).
- <sup>4</sup> 連邦教育省の統計には示されていないが、大学によっては、MBA取得課程を提供する経営学部の年間の授業料等学生納付金が医学部よりも高い場合もある。
- <sup>5</sup> 喜多村和之『現代アメリカ高等教育論—1960年代から1990年代へ—』東信堂、1994年、55-58頁、金子忠史『新版 変革期のアメリカの教育〔大学編〕』東信堂、1994年、40-41頁、本間政雄、高橋誠編『諸外国の教育改革—世界の教育潮流を読む 主要6か国の最新動向』ぎょうせい、2000年、64-65頁など。
- <sup>6</sup> Melodie E. Christal, *State Tuition and Fee Policies: 1996-97*, SHEEO, March 1997.
- <sup>7</sup> Melodie E. Christal, op.cit.
- <sup>8</sup> The Chronicle Almanac 2000-2001, p. 21
- <sup>9</sup> U.S. Department of Education, op.cit., p. 350 (Table 319). なお、平均受給額は連邦教育省ホームページ掲載資料([nces.ed.gov/surveys/npsas/table\\_library/tables/pdf/npsas02.pdf](http://nces.ed.gov/surveys/npsas/table_library/tables/pdf/npsas02.pdf))による1999年度の数値。
- <sup>10</sup> U.S. Department of Education, op.cit., p. 353 (Table 322). なお、平均受給額は連邦教育省ホームページ掲載資料([nces.ed.gov/surveys/npsas/table\\_library/tables/pdf/npsas117.pdf](http://nces.ed.gov/surveys/npsas/table_library/tables/pdf/npsas117.pdf))による1999年度の数値。
- <sup>11</sup> 各奨学金プログラムの概要については、文部省『諸外国の高等教育』平成6年(未公表資料)及びU.S. Department of Education, *The Student Guide: Financial Aid 2001-2002*。受給者数及び平均支給額については、文部科学省『教育指標の国際比較 平成14年度版』。
- <sup>12</sup> 社団法人日本私立大学連盟学生部会『新・奨学制度論-日本の高等教育発展のために』、1991年

<第4章 参考資料リスト>

- U.S. Department of Education, *Digest of Education Statistics 2000*.
- U.S. Department of Education, *The Student Guide: Financial Aid 2001-2002*.
- Melodie E. Christal, *State Tuition and Fee Policies: 1996-97*, SHEEO, March 1997.
- 文部科学省『教育指標の国際比較 平成14年度版』。
- 喜多村和之『現代アメリカ高等教育論—1960年代から1990年代へ—』東信堂、1994年。
- 金子忠史『新版 変革期のアメリカの教育〔大学編〕』東信堂、1994年。
- 文部省『諸外国の高等教育』平成6年(未公表資料)
- 社団法人日本私立大学連盟学生部会『新・奨学制度論-日本の高等教育発展のために』、1991年。

<第5章の注>

- <sup>1</sup> 学術政策研究会『文部省委託調査研究報告書 主要国の学術研究体制に関する調査研究』p. 125, 1997年
- <sup>2</sup> 前掲書 p. 128
- <sup>3</sup> 前掲書 p. 129
- <sup>4</sup> NSF, *Science & Engineering Indicators 2000*, p. 6-9, 2000
- <sup>5</sup> Ibid., p. 6-10.
- <sup>6</sup> NEDOワシントン事務所「米国連邦政府の研究開発支援プログラムについて」『海外リポート』第812号参照
- <sup>7</sup> 東北通商産業局「米国の技術移転制度の歴史と概要」、1999年2月,  
<http://www.tohoku.miti.go.jp/sangaku/kyoku/shiryo>より)
- <sup>8</sup> Harvard University Royalty Sharing Policy for Intellectual Property,  
<http://www.techtransfer.harvard.edu>より
- <sup>9</sup> コミュニティ・カレッジは設立地域の自治体から別途個別に財政的支援があるため、SUNYの財政報告においては、コミュニティ・カレッジを除いて統計を算出している。(SUNY, 2000 Annual Report より)
- <sup>10</sup> SUNY, 2000 Annual Report, p. 32, 2000
- <sup>11</sup> Ibid, p. 46
- <sup>12</sup> The Research Foundation of State University of New York, *Outline of Agreement*, p. 9, 1977

<第5章の参考資料リスト>

- 学術政策研究会『文部省委託調査研究報告書 主要国の学術研究体制に関する調査研究』1997年

- 
- ・NEDO ワシントン事務所「米国連邦政府の研究開発支援プログラムについて」『海外リポート』第812号
  - ・日本開発銀行「アメリカの産学連携」『文部時報』平成10年11月号、1998
  - ・National Center for Education Statistics, *Digest of Education Statistics 2000*, U.S. Department of Education, 2001
  - ・National Science Foundation, *Science & Engineering Indicators 2000*, 2000
  - ・　　, *National Patterns of R&D Resources: 1998*, 1999
  - ・　　, *National Patterns of R&D Resources: 2000*, 2001
  - ・The Research Foundation of State University of New York, *Outline of Agreement*, p.9, 1977
  - ・State University of New York, *2000 Annual Report*, 2000